資料6

青色回転灯装着車両による
自主防犯パトロールが実施できるまで

【手続きの流れ】

富里市市民活動推進課での手続き

⇨ 青色防犯パトロール実施の委嘱に関する要綱に基づき，「市区村長から防犯活動の委嘱受けた団体」となり，警察に申請ができる団体となる。

↓

成田警察署での手続き

⇨ 青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明の申請を行う。

↓

千葉県警察本部の審査

⇨ 要件を満たしているかどうかの審査を行う。

↓

※要件を満たしている場合

証明書・標章・パトロール実施者証の交付

⇨ 青色防犯パトロールを実施できる団体と認められる。

※「パトロール実施者証」の交付を受けるために，警察の実施する「青色防犯パトロール講習」を受講していること。

↓

地方運輸局における手続き

自動車検査証の記載事項変更手続き証明書
発行日から15日以内
※自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

↓

青色回転灯の取り付け

↓

青色防犯パトロールの開始

※富里市青色回転灯装着車両の貸付けに関する要綱に基づき，市所有の青色回転灯装着車両を使用することもできる。